

肥料の常識・非常識 (9)

越 野 正 義

保証値は含有量ではない

肥料中の保証票には保証成分量が記載されているので通常はこの量をもとに施肥設計などをたてている。しかし保証成分量は含有量の平均値を示すものではなく、含有しているものとして保証する最小量を意味するものである(肥料取締法)。

製造時の条件で成分は変動をするが、成分の平均値は普通その分布の中央にあるが、最小値では分布の裾にあるから、平均値とは違いがある。検査機関とのトラブルを防ぐため製造時には成分に余裕をもたせているが、あまり余裕をもたせると肥料生産業者としては経済的な損失となる。

最小量を保証するには対象とするサンプルの大きさが関係する。タイの田舎の雑貨屋で肥料の袋を開けてスコップですくって売っているのをみたことがあるが、その場合はそ

の一杯ごとに保証するのだろうか。これは極端として、バルクブレンド肥料をアメリカのように施肥トラックで売る場合にはトラック一台分をどう保証するのかが問題である。

アメリカでは州ごとに肥料法があるが、最小量保証の記述は日本と同じである。しかし運用はかなり違っており、成分は平均値で示しているようにみえる。検査成績をみると半数近くが保証値を下回っている例もみられた。

輸入肥料でも現地での保証値を下げて日本で保証している。輸入の段階で余裕をもたせ、その保証値で設計した配合肥料でまた余裕をもたせるので、実際にはかなり平均値が保証値を上回っている例もあるだろう。こんなことがコスト負担になっているのであればよいのだがと思っている。

(財 日本肥糧検定協会 参与)